

第1 債務整理手続の概要

1 社会状況

- ・総量規制によって貸付総額の規制（原則として年収等の3分の1まで）

これまで自転車操業をおこなっていた債務者が返済不能に
最近はソフトヤミ金が活動中。

- ・モラトリアム法（中小企業金融円滑化法）

平成25年3月まで延長

2 現状

自己破産申立件数等は，平成15年をピークに減少傾向。

ただし，多重債務者はいなくなる。法的手続を取って生活を立て直す必要のある人は一定数いる。

弁護士介入の必要性

3 介入のメリット

- ・正しい手続の履行

- ・第三者による生活指導

・受任通知の送付により，業者からの取立が制限される。直接的な圧力から解放される。

ただし，これによって気を許し，自堕落な生活に陥ってしまうことも

(取立て行為の規制)

第二十一条 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。

九 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

第2 任意整理

1 個別交渉

個別の業者と話し合いをおこなう。[金額，支払時期，支払方法]

減額交渉，分割払い，一括払等，個別の債務者に合わせた対応を考えていく。

条件面で合意できれば，和解契約書を交わす。

裁判所を通さない手続なので，柔軟な解決が可能。不履行の場合にも訴訟手続等を経なければ，強制執行を受けることはない。

反面，業者が譲歩する余地は少ないともいえる。近年は過払金の影響により各債権者の提示する合意条件は厳しいものになってきている。

2 特定調停

法的手続きだが，性質としては任意整理に近い。

裁判所を通した交渉といえる。

裁判所から収支の詳細をつまびらかにするよう求められる。

この資料をもって，裁判所の調停委員が，各債権者と交渉をおこなう。

条件としては，3年前後での分割払い，利息なしが原則となっている。

個別交渉よりも有利な条件としやすいが，裁判所を通した手続のため，債務不履行の場合には強制執行が可能になる。

第3 法的手続

1 自己破産

(1) 概要

手続を簡単にいうと，今ある財産を債権者に全部配ることを条件として，債務を全てなくす手続き。

(2) よくある不安

債務者からよくある質問として，家財道具もすべて持っていかれるのではないか，戸籍に載るのではないか，子どもに影響があるのではないか，費用が高いのではないか等々ある。

また，「お金を貸してくれた人に迷惑をかけられない」という真面目な人も多い。

ア 免責が認められる理由

・債務者の救済

失敗した者に対する再起のチャンスを与える。

資本主義を採る日本においては，自己破産手続を執って，回収不能な債権は消してしまった方が，効率がよいという側面もある。

・債権者も一定のリスクを負っている。だから金利を取る。

イ 破産によるデメリット

・不動産を保有している場合には，原則として失う。

・非免責債権は免責されない。

・免責不許可事由がある場合には破産できない場合もある。

- ・資格制限（警備員や宅建，保険代理店の資格が制限される）
破産申立後，免責が降りるまで。長くても半年，1年程度。
- ・官報に名前が載る
誰も読んでいない。

ウ 費用

個人であれば，法テラスの法律扶助を利用できる可能性が高い。

（3）手続き

ア 申立

裁判所に，申立人は多額の債務があり，お金がないこと，財産もないことのお知らせ資料を揃えて，提出する。

本当に債務超過状態なのかを調査

財産が多少でもある場合には，換価して債権者に配当

イ 決定

- ・同時廃止：明らかに資産がなく，債務超過であることが分かる場合
すぐに終了（ただし，免責審尋がある。）
- ・異時廃止
管財人を選任して，財産調査等の業務をおこなわせる。

（4）管財

差押解除型， 偏頗弁済型， 不当利得型， 免責調査型， 生保等清算型， 資産等調査型， 自由財産拡張型・・・その他，裁判所が必要と判断した場合には管財事件として扱われることとなる。

・管財費用は，破産者が用意する必要がある。

・管財人による財産等の調査

管財期間中は，手紙が管財人の所へ届く

・債権者集会がおこなわれる。

業者はほとんど来ない。

恨みのある個人が来る可能性は多少ある。

財産や免責理由の有無等を調査し，財産がある場合には換価して配当し，免責不許可事由が認められなければ，免責を認めた上で破産手続を廃止する。

手続き終了

2 個人再生

（1）概要

債権を圧縮し，長期分割払を法的におこなう手続

収入の安定性が重視される。

- ・小規模個人再生 ほとんどこちらの手続き

・給与所得者再生

(2) 沿革

破産手続では家を失うというデメリットが大きく、また、破産にはネガティブなイメージがあって手続きを敬遠する人が多いことから作られた手続き。

家を残しながら債務整理をおこなえるというメリットがある。

また、破産が資格制限にかかるような仕事をしている人には、資格を継続しながら手続きをおこなうことが可能。

免責不許可事由があつて破産手続を利用できない人にも、債務整理をおこなうことができる。

(3) 内容

ア 債務の圧縮

100万円未満・・・全額
100万円以上 500万円未満・・・100万円
500万円以上 1,500万円未満・・・総債務額の20%
1,500円以上 3,000万円以下・・・300万円
3,000万円以上 5,000万円以下・・・総債務額の10%

イ 支払方法

原則として3年で支払う。

ウ 住宅資金特別条項

住宅ローンだけを特別枠で扱い、返済を継続する。

住宅ローン以外の債権を圧縮する。

エ 再生委員

長期分割払いができるのかを調査する。

オ 決められた金額を決められた期間内に支払えば、残り部分の債権はカット。

第4 最後に

多重債務者は、しがらみなどで身動きが取れない人がほとんどです。

真面目な人ほど悩みやすいですが、覚悟さえ決められれば、すべての多重債務は解決する問題です。

いつかはきちんとした解決を図る必要があること、問題を先送りにするのではなく、法に則った処理をすることがもっとも理に適い、周りの人にも迷惑を掛けないことを伝えていってください。